

平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 3 号

平成 28 年 3 月 18 日(金曜日)

開 会 15 時 00 分 ～ 閉 会 17 時 02 分

議事日程

開会 平成28年 3 月 18 日 (金) 15時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議案第 2 号 阿武町過疎地域自立促進計画を定めることについて

日程第 4 議案第 3 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に關
する条例

日程第 5 議案第 4 号 阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写
し等の交付に係る手数料に関する条例

日程第 6 議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う關
係条例の整備に関する条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町職員 of 退職管理に関する条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町職員 of 配偶者同行休業に関する条例

- 日程第 9 議案第 8 号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10 号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 11 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 日程第 14 議案第 13 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 14 号 阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 議案第 15 号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 議案第 16 号 平成 27 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別

会計補正予算 (第 3 回)

- 日程第 21 議案第 19 号 平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算 (第 2 回)
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算 (第
4 回)
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算 (第
1 回)
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 2 回)
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 1 回)
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 28 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業 (事業勘定) 特別
会計予算
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業 (直診勘定) 特別
会計予算
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 33 議案第 31 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 34 選挙第 1 号 阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 15時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、平成28年第 1 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様
です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。続い
て議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採
決及び選挙 1 件です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議
録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7 番 小田達
雄君、1 番 長嶺吉家君、を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第17 諮問第 1 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号から日程第16、議案第15号まで及び日程第17、
諮問第 1 号の16件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案15件及び諮問 1 件について委員長の
報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(中野祥太郎) それでは、先日 3 月11日に行われまし
た、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第15号ま

でと諮問第 1 号の 16 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり承認をすることに決しました。

次に、議案第 2 号、阿武町過疎地域自立促進計画を定めることについて、の審議に入りました。

観光レクリエーション産業の振興が掲げられているが、具体策について質疑がありました。質疑に対して、史跡観光の振興はなかなか難しい面があるが、阿武町版総合戦略の推進に合わせて振興を図りたい。また、観光用看板の整備を早いうちに取り組みたいとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 4 号、阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

この条例に関するような事例があったのかとの質疑がありました。質疑に対して、国の法改正に伴うものとの答弁がありました。他に質疑がなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 6 号、阿武町職員の退職管理に関する条例の審議に入りました。

シルバー人材センターの監督の地位については、この条例に抵触するのか質疑がありました。質疑に対して、営利企業でないため抵触しないとの答弁

がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 8 号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例、議案第 9 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、議案第 11 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

単身者用住宅の入居者が結婚した場合は、他の公営住宅に入居することができるのか質疑がありました。質疑に対して、他の公営住宅に空きがあれば入居可能との答弁がありました。他に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 12 号、阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の審議に入りました。

この条例は、阿武町いじめ問題対策連絡協議会、阿武町いじめ問題調査委員会、阿武町いじめ調査検証委員会からなるいじめ防止対策ですが、この 3 組織には、外部の委員を入れられるつもりなのか質疑がありました。質疑に対して、学識経験者や専門性を持ち供えられた方の外部委員も考えているとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 14 号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第 15 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

任命委員の認定農業者数、集落名、職歴の報告を求める質疑がありました。質疑に対して、6 名のそれぞれの質疑に対する報告がありました。他に質疑がなく、原案のとおり同意並びに可決することに決しました。

次に、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり同意することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 15 号までと諮問第 1 号の 16 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただの今委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 1 号から議案第 15 号まで及び諮問第 1 号について一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。

討論は、議案 15 件及び諮問 1 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、1 議案ごとお諮りします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に関する委員長の報

告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号、阿武町過疎地域自立促進計画を定めることについてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、阿武町職員の退職管理に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 10 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 11 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 12 号、阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 14 号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案同意です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり同意されました。

次に議案第 15 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案同意です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号は、委員長報告のとおり同意されました。

ここでお諮りします。ただ今同意することに決定した諮問第 1 号に対する答申等の事務手続きについては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号に対する答申等の事務

手続きについては、議長に一任されました。

日程第 18 議案第 16 号から日程第 25 議案第 23 号まで

○議長 日程第 18、議案第 16 号から日程第 25、議案第 23 号までの 8 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長。ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引続きまして、議案第 16 号から議案第 23 号までの、平成 27 年度の一般会計及び特別会計補正予算の審議の内容と結果を報告いたします。

最初に議案第 16 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）の審議に入りました。

2 款、総務費のクラウドシステム共同利用の、その後の進捗状況について質疑があり、当初 4 市 6 町での共同利用であったが、現各市町のクラウドシステムの利用料が減額されることになったことで、阿武町を含めた 4 市 1 町での共同利用となったとの答弁がありました。

次に、まち・ひと・しごと創生特別事業費についての質疑がありました。まず、21 世紀の暮らし方研究所、通称、ラボが運営主体となるが、取組まれる内容や拠点などの全体像について質疑があり、多くの若い人に自主性を持って選ばれる町づくりを行っていくため、常勤者として 2 名の地域おこし協力隊員を配置し、研究員をこれから公募し非常勤として協力してもらう体制を考えている。拠点は、奈古の民間の家屋を借入れ、中心的な拠点とする予定で、若い人の集う場や起業家支援の店舗として、他の空き家も活用していくとの答弁があ

りました。

また、誰が責任者になるのかとの質疑があり、役場になるが、直接の責任者は地域おこし協力隊員の 1 人が担うことになるとの答弁がありました。

また、役場の支援体制はどのようになるかとの質疑があり、企画部門に一人増員をしているが、立ち上がって進捗状況に応じて、どのような支援体制が必要であるかを検討し、支援体制を図っていききたいとの答弁がありました。

また、スタジオ L との今後の委託について、空き家改修工事の D I Y 方式について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、J R 奈古駅増築工事の見送りにより、シルバー人材センター事務所の移転が止まってしまったが、今後の展開についての質疑があり、まち・ひと・しごと創生事業の、4 分の 1 ワークスプロジェクトを進めるなかで、シルバー人材センターも含めた、色々な雇用のマッチングに発展する可能性があるので、プロジェクトの今後の動向を見据えて検討したいとの答弁がありました。

次に、公共施設整備基金積立金に 1 億 5 千万円の積立金が発生しているが、積立金の目的について質疑があり、繰越金的なもので、特に目的はないとの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の需要対応型産地育成事業補助金の 383 万 3 千円の減額について質疑があり、河内の法人化に伴う乗用管理機の購入を取り止めたことからとの答弁がありました。

次に、漁業経営構造改善事業補助金に係る事業の漁協からの協力について質疑があり、これは、宇田郷の新たな定置網に係わる事業で、漁協から 4 分の 1 の補助があるとの答弁がありました。

7 款、商工費の地域おこし協力隊員 1 名の任期が今年で終わるが、協力隊員の今後の動向について質疑があり、阿武町への定住意志があり、いまゲストハウスなどをするための空き家を探しておられ、色々がんばっておられますが、

就業はまだ確定はしていないとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 17 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）、議案第 18 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）、議案第 19 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）、議案第 20 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）、議案第 21 号、平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 22 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）、議案第 23 号、平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）を審議いたしました。いずれも特に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 16 号から議案第 23 号までの 8 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、議案第 16 号から議案第 23 号について一括して行います。質疑はありますか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論は、議案 8 件について一括して行います。討論はありますか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

採決は、議案 8 件について一括して行います。お諮りします。議案第 16 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）から議案第 23 号、平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）までの 8 件について、委員

長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号から議案第 23 号までの 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 24 号から日程第 33 議案第 31 号まで

○議長 日程第 26、議案第 24 号から日程第 33、議案第 31 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長。ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引続きまして、議案第 24 号から議案第 31 号までの、平成 28 年度の一般会計及び特別会計予算の審議の内容と結果を報告いたします。

最初に議案第 24 号、平成 28 年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。

2 款、社会保障・税番号システム整備事業の情報管理やセキュリティ管理についての質疑があり、当初、インターネット等と役場内の情報を、利便性の見地から合わせるようにと国からの指導であったが、情報漏えい防止の見地から今度は離しなさいとの指導があったものと答弁がありました。

次に、旧ブルーウェイ福賀工場解体の経緯について質疑があり、工場の敷地は町のもので、建物は工場運営会社が建設をして賃貸契約を結んでいた。しかし、経営会社の倒産により、工場を買い取る検討をしたが、建物も老朽化が目立ち破産管財人との交渉の結果、町が解体工事費の 50 パーセントを支払うことで解体の方向になった。今後の土地利用はこれから検討したいとの答弁がありました。

次に、奈古駐在所の移転建築は、町が建設をして山口県に賃貸することになると思うが、賃貸料はどのくらいになるのかとの質疑があり、山口市で同様な事例があり、通常家賃の半額程度になると思われるとの答弁がありました。

次に、のうそんセンターの冷暖房設備保守点検委託料について、冬場の集会等の利用において、非常に暖房の効きが悪いが耐用年数を過ぎていると思われ、保守点検で良いのかとの質疑がありました、20年ちょっと経過をしており耐用年数を過ぎている。しかし、機能的には問題ない状態であり、早め早めの修理で対応しているとの答弁がありました。

次に、阿武町特産品開発支援事業補助金について、最長 2 年であるが、定着するまでには時間を要するためもっと補助期間を長くしてはとの質疑があり、狙いは新しい商品を作ってもらう事にあり、3 年も 4 年もかけるのではなく、2 年で完成していただきたいとの答弁がありました。

次に、自治会総合交付金について、新たな取り組みはないかとの質疑があり、規模が 10 戸の自治会があったり、会長が輪番制であったりして、足並みが不ぞろいである。先進的な自治会では敬老会をやっておられるところもある。自治会で色々な事がやれるように特認での補助もあり、今後は福賀地区をモデル地区にしたいとの答弁がありました。

次に、コミュニティワゴンの運行について、いつ、どのような方法で、住民に広報するのかとの質疑があり、今月の広報あぶに、従来から作成をしているバス・汽車の総合的な時刻表に、新たな福賀・奈古間のルートを、時刻表に入れて広報を行うことにしているとの答弁がありました。

また、旅費が他の款の旅費に比べて突出している理由について、本庁前駐車場倉庫建築工事の内容についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

3 款、民生費の福祉タクシーについて、利用者と利用状況について質疑があり、利用者と利用枚数は 1 級から 3 級までの身体障がい者、知的障がい者、精

神障がい者、難病患者、要介護認定者、80歳以上の方に年間24枚、人工透析の方に144枚のタクシー券を交付しており、平成27年度は3月10日までに177枚利用されているとの答弁がありました。

4 款、衛生費の萩清掃工場廃炉負担金について、全体の金額と負担金の算出根拠の質疑があり、全体の金額は2億4,200万円で、阿武町の負担金は人口割で全体の6.5パーセントとなっているとの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬について、農業委員と農地利用最適化推進委員別の報酬について質疑があり、農業委員の報酬が一人当たり21万円で、農地利用最適化推進委員は初めての委員であり、まだ、どの様な活動日数になるか予想が立たないので、農業委員の報酬と同額の予算計上をしているとの答弁がありました。

次に、農地耕作条件改善事業負担金について、事業範囲と全体の事業費、地元負担は誰になるのかとの質疑があり、範囲は農事組合法人福の里の集積地で、全体の事業は2億円。地元負担者は阿武土地改良区となるとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣の駆除について、サルの駆除の出動をした場合の、出動補助の流れについて質疑があり、猟友会に出動を依頼した場合は、猟友会から個人に支払われ、個人に直接依頼した場合は、個人に直接支払うように予算枠の中に6万円組み入れているが、問題があれば、さらに検討したいとの答弁がありました。

次に、農福連携推進事業について、阿武町の障がい者や農事組合法人福の里に、どの様なメリットやE G F との繋がりができてくるのかとの質疑があり、障がい者には阿武町を中心に6名の募集をかけている。福の里には、放棄地の解消、草刈りや稲刈りなどの労働力の確保、新商品の販売などのメリットが生まれるとの答弁がありました。

次に、イラオ山山頂整備について、どのような整備を計画しているのかとの質疑があり、広葉樹の抜き取りやシャクナゲ等の植林を行い、管理は地元の方と協議しているとの答弁がありました。

また、農業支援員 2 名募集の概要、危険ため池の事業について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

7 款、商工費の温水プールを、民間に委託した成果について質疑があり、全体の利用者数が 4.5 パーセント伸び、福祉的にも介護予防者の利用も増え、民間サービスの効果が表れているとの答弁がありました。

8 款、土木費の畠田柳尾線道路改良工事について、これまで膨大な費用をかけて町道汐入野地線道路を工事してきたわけであるが、地元からの要望によるものかとの質疑があり、現在も利便性から郷川線を通して踏切前の道路を通勤、通学されている方があり、今後柳橋分譲宅地などから更に交通量が増える可能性があるので計画となったとの答弁がありました。

10 款、教育費について、萩市図書館図書貸出協力金が昨年度に比べ大幅に増加している理由について質疑があり、現行では阿武町民の図書の貸出分量率であったものが、加えて図書館運営の人件費の按分比率が加わったためとの答弁がありました。

次に、福賀小渡り廊下新築工事について、現在どのくらいの利用がありどのような構造か、また、グラウンドの部分を舗装にする計画はされたかとの質疑があり、利用は、主に体育の授業で 2 日に 1 回使用していることや、構造、工事別の費用の説明がされた。グラウンド部分は 5 千平米であり、費用が 2,000 万円かかる事から今後の検討材料にしたいとの答弁がありました。

次に、鉄の道について、萩市は調査を進めているが阿武町はどのような対応をするのかと質疑があり、道ががけ崩れをしているところもあり、今後の注目度を考慮して対応を検討したいとの答弁がありました。

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コミュニティスクールコンダクターの報償について質疑があり、それぞれの事業の内容と相談員の報酬であるとの答弁がありました。

また、要保護及び準要保護児童援助費並びに放課後子ども教室費の減額についての理由、町民センター竣工 20 周年記念行事の開催や、四季折々のピアノコンサートの内容について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

13 款、諸支出金の柳橋分譲宅地整地工事について、区画割、販売はどのような計画になっているのか、また、分譲用地購入費についての質疑があり、どのくらいの坪数の区割りをしたらいいのか、どのくらいの販売単価にしたらいいのか、これから専門業者を含めて検討し、6 月議会には図面を公表したい。また、分譲用地購入費は、分譲地に面した JR 用地の雑草が茂って見苦しいため、景観を良くするために分譲用地として購入するものであるとの答弁がありました。

他に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 25 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算、議案第 26 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算、議案第 27 号、平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算を審議致しましたが、いずれも特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 28 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入りました。

認定調査臨時雇用賃金について、増額となっているがどのような理由かとの質疑がありました。質疑に対して、調査員の勤務をパートとしていたが、認定調査件数が増加したことで、常勤勤務に変更したためとの答弁がありました。

また、保険料は他の市町と比べ、どのくらいの水準かとの質疑がありました。

質疑に対して、当町は月額 5,400 円で、全国の 5,514 円より若干安い水準である。県内では安い方から 10 番めで中間に位置しますとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 29 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入りました。

奈古配水池漏水改修工事について、現在どのような状況で、どのような改修工事をするのかとの質疑がありました。質疑に対して、給水に問題がない状況の漏水であるが、県の指導からの改修工事で、水槽のひび割れに樹脂等で修復を行う工事との答弁がありました。

また、阿武町の幹線の配管は耐用年数的にまだ大丈夫かとの質疑がありました。質疑に対して、国が示す耐用年数は 40 年で、今後、古い部分に対して補修を協議し、補修計画を立てるとの答弁がありました。

次に、議案第 30 号、平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。

使用料の未納増加について、現在どのような状況であるかとの質疑がありました。質疑に対して、未納金額が多い方から、徴収の戸別訪問を行っており、いくらか改善しているとの答弁がありました。

次に、議案第 31 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本特別委員会に付託された案件全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件について、一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論は、議案 8 件について一括して行います。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、起立により一括して行います。3 番は、挙手にて行ってください。

お諮りします。議案第 24 号、平成 28 年度阿武町一般会計予算から議案第 31 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算までの 8 件についての、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(「起立」全員。)

○議長 ご着席下さい。起立全員です。よって、議案第 24 号から議案第 31 号までの議案 8 件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 34 選挙第 1 号

○議長 日程第 34、選挙第 1 号、阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

本選挙は、慣例により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

指名推選者については、先に協議がなされ、その結果につきましてはお手元に配布しているとおりです。

これについて、議会事務局長より朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長 本日お配りしております選挙第 1 号をご覧ください。

阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の指名推選者の朗読をします。

まず、選挙管理委員会委員には、田原肇氏、阿武正泰氏、砂川利和氏、野村義昭氏、補充員には、順位順に、大田誠氏、後根浩氏、堀山昭夫氏、河原一博氏が指名推選されております。以上です。

○議長 指名については、ただ今朗読のとおりです。ついては、ただ今指名した方々を阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の当選者とするにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって阿武町選挙管理委員会の委員に、田原肇氏、阿武正泰氏、砂川利和氏、野村義昭氏、補充員は、順位順に、大田誠氏、後根浩氏、堀山昭夫氏、河原一博氏が当選されました。

なお、当選者に対する告知は、後日、議長において行いますので、ご了承願います。

○議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

ここで、全員協議会のために暫時休憩します。16時から協議会を開催しますので、委員会室の方へ資料を持って移動をお願いします。

休 憩 15時47分

(この間、全員協議会)

再 開 16時47分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて会議を再開します。

閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 3月議会定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日から、本日3月18日まで17日間の会期をもちまして、議案31件、諮問1件ご提案申し上げました。議員の皆様方には大変お疲れ様でございました。また、それと同時にご議決またご同意をいただきましたこと、厚くお礼申し上げる次第でございます。

3月は別れのシーズンというふうに言われておりますが、会期前の3月1日には、奈古高校の卒業式がありました。ご案内のとおり、奈古高校最後の卒業式でありましたが、33人の生徒が卒業いたしました。奈古高校としては最後であります。生徒数も、30人以上の生徒数は、多分最後ではないかというふうに思います。来年度からは、萩高校の分校として卒業式が行われますが、もう20人台で、今年の入学者数を聞いておりませんが、多分20人台だろうというふうに思っております。また、3月10日には阿武中学校の卒業式がありまして、15人の卒業生でありました。そして、3月12日、これも最後ですが、福賀中学校の卒業式がありまして、3人の卒業生が巣立ったところでございます。そして、今日午前中、阿武小学校で卒業式がありまして、19人の児童が卒業いたしました。そして福賀小学校は卒業生がゼロということで、福賀小学校は卒業式がありませんでした。卒業式に臨む度に思うことは、やはり少子化が進んできているということを実感しております。ただ阿武小学校、阿武中学校につきましては、一時期より増えてまいりましたし、今日も会場いっぱい在校生、来年度120人少しになるということで、その辺りはうれしく思っているわけですが、しかし、やはり阿武町にとりましては、人口の定住対策と少子高

齢化、これは避けて通ることのできない課題だろうというふうに認識をしております。

そうした中で、来年度の一般会計の当初予算につきましては、ご案内のとおり、3年ぶりに30億円を超えた当初予算でございます。単独町政を選択して、11年目になるわけでございますが、2回目の30億を超えたわけでありましたが、来年度の予算をひと口で言いますと、人口定住対策予算というふうな位置付けになるんだろうというふうに思っているところでございます。

先ほども、お話に出ましたが、人口定住対策につきましては、一朝一夕に成果が上がるわけでもありませんし、やはり継続して、毎年できることを対応していくことが人口定住対策に繋がるんだろうというふうに思っておりますが、そうした中で、阿武町は阿武町としての町づくりを進めていく中で、地方創生ということで、全国一斉に、この地方創生に向けて取り組みが始まっております。阿武町でも、ご案内のとおり、選ばれる町をつくるというテーマのもとに、いよいよ事業化が始められようとしているところでございます。従いまして、これから地域間の競争がますます激化するんだろうというふうに思っているわけでありましたが、そうした中で、やっぱり阿武町は阿武町としての特色を持った、地域資源を活用した町づくりを進めて行くのがベストだろうというふうに思っておりますが、そうした中で、今3地区ありますが、3地区の特性を活かした町づくりを考える中で、以前から私は考えておりますのが、奈古地区は道の駅を中心とした、いわゆる商業の振興を図っていく。そして福賀地区は、農業の振興を図っていく。そして宇田郷地区では水産業の振興を図っていく。これを柱に、いろんな取り組みが必要だろうと思っているわけでありましたが、道の駅も一昨年の4月20日に、リニューアルオープンいたしまして、今多くの方にご利用いただいております。これを継続していかなくてはいけないといふふうに思っておりますし、また、道の駅の果たすべき役割を充実していくことも必

要だろうというふうに思っております。

そして、福賀地区におきましては、県下でも有数の穀倉地域、農業地域というふうに言われているわけですが、そうした中で、来月には、福賀支所の機能の再編ということで、福賀支所から営農と金融部門がなくなるという、そういった状況にあるわけです。そうした中で、やはり農業の振興を図っていく中で、いろんな取り組みがあると思うんですが、担い手不足を解消するには、農業と福祉の連携ということは、ひとつのキーワードになるんだろうと思っています。山口県でも最初の取り組みということで、大変注目度も高いわけですが、E G F さんが阿武町に来ていただいたということも、ひとつの縁でしょうから、それぞれの農業生産者と E G F がそれぞれお互いが必要とされる、そういった関係を築いていく必要があるんだろうというふうに思っているところでございます。従いまして、これは福賀の 1 地域でなくて、阿武町の農業の振興を農福連携の中でいかに図っていくかということが重要だろうというふうに思っているところでございます。

そして、宇田郷地区につきましては、少し触れさせていただきましたが、実は 2 月 29 日に中央の方で協議会がありまして、前から計画を進めておりました宇田郷地区の新たな定置網の事業であります。これが事業の認定を受けまして、いよいよスタートすることになったわけですが、現在は尾無沖で、1 箇所操業しておられますが、これがいわゆる夏網という網でございます。南の方から北上してくる魚を中心に、網の中に誘導する、そういった網でございますが、平成 14 年まで操業しておられました宇田浦の大敷き組み合い、これは姫島の近くであります。この漁場を復活するわけですが、これは冬網でありますので、北の方から南下してくる魚を対象とした網でありますから、この両方をひとつの組織、新たな組織、株式会社を設置しておられますけど、2 箇所、大敷網を操業されるということで、これ全国でも珍しい取り組みであ

るわけでありませう、これによって宇田郷地区は、1 年を通して定置網の漁獲ができますから、これを地域の振興にいかにか活かしていくかということですが、ひとつは、この魚を中心に宇田郷地区で、まだまだ地域の振興を図っていく可能性が出てきたというふうに思っておりますし、雇用の問題もありますが、町も来年度は、尾無地区に新たな公営住宅を作っていくということで、人口定住対策また新規就業者確保等にも力を入れていきたいというふうに思っております。

従いまして、阿武町らしい町づくりを進める中で、3 地区、本当に沿岸部と山間部、恵まれた地域だろうというふうに思っておりますし、先ほど申し上げました、第一次産業を中心に、6 次産業化をいかにか図っていくか、このことが取り組んでいきまして、ある程度目鼻がつかますと、町にとって大きな魅力になると思います。

やはり町に魅力がないと、他町村から転入を受け入れるにしても、なかなか難しいところもあるわけですが、そこはやはり、選ばれる町をつくる、このことにつきまして、これから真剣に取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っておりますが、そのためには、やはり住民の方も自立をしていただかなくてはならないわけでありませう。やはり行政に頼りっぱなしで、行政に任せっぱなしで、行政がすれば、それに対して批判だけをする、そういった風潮、またそういった流れを断ち切る必要もあるんだろうというふうに思っているところがございます。

そのためには、やはり自分の地域は自分で守り育てる、そういった考え方のもとに、住民総参加のもとに、町づくりを進めて行く必要があるんだろうというふうに思っておりますので、どうか議員の皆様方にも、ご理解ご協力をいただきたいというふうに思っているわけでございます。

今回、いろんな建設的なご意見等もいただいたところがございますので、や

やはりそういったご意見なりにつきましては、真摯に、これから執行部といたしましても取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っております。

私どもと議員の皆様は、車の両輪でございます。やはり足並み揃えて、同じ方向で努力をしていかないと、阿武町は小さい町でありますから、そういった意味では、ひとつ大きな問題が起こると、大変な事態になっていく、そういった可能性も持っているわけでありますから、そういったことについても改めてご理解ご協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、議員の皆様方には大変お疲れ様でございました。まもなく新たな年度を迎えるわけでございます。私どもまた、新しい気持ちでこの新年度を迎え、町づくりに全力を傾注していきたいというふうに、全力でこの町づくりに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

17日間、大変お疲れ様でございました。また、ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり私からもご挨拶を申し上げます。

3月2日から始まりました平成28年第1回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

先ほど可決されました平成28年度一般会計予算並びに7つの特別会計予算、総額47億4,533万4千円によって、これから1年間阿武町の町づくりを進めていくわけですが、各計画に基づきそれぞれの施策が図られることと思いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思っております。われわれ議会といたしましては、執行部の予算執行に十分目配りをしていきたいと思っております。

単独町政を選択いたしまして平成28年度は12年目に入ります。厳しい財政状況は続くと思われませんが、その中で、地方創生をしっかりと成し遂げていかなければ

ればなりません。夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町、阿武町を次の世代に繋ぐためにも、しっかりと町づくりをしていかななくてはと思うところです。

議員各位におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様方のさらなるご活躍とご多幸を祈念申し上げて、はなはだ簡単ではございますが、平成 28 年度第 1 回阿武町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶とさせていただきます。

これをもって、3 月 2 日から本日までの 17 日間の全日程を終了しました。

これにて、平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会を閉会します。

一同起立、礼、お疲れさまでした。

閉 会 17 時 02 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 達 雄

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家